

オキシダント緊急時等発令基準

発令 区分	発 令 基 準	解 除 等 の 基 準
予 報	当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が 0.08ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
注 意 報	当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が 0.12ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。なお、この解除は予報の解除を含むものとする。
警 報	当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が 0.24ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。
重 大 緊 急 警 報	当該地域の測定点のうち１点以上のオキシダント濃度が 0.40ppm 以上である大気汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続すると認めるとき。	大気汚染の状態が回復したとき、又は気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認めるとき。